資料３

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	一畑バス株式会社

R9年度

令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

1．申請事業者の概要

		乗合バス事業			
補助対象期間の前々年度（基準期間[※]）の損益状況	営業収益	439,382千円	営業外収益	5,708千円	経常収益(イ) 445,090千円
	営業費用	736,579千円	営業外費用	4,973千円	経常費用(ロ) 741,552千円
	営業損益	−297,197千円	営業外損益	735千円	経常損益 −296,462千円
					経常収支率 60.02%
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ（ハ）	1,374,746.1km				

		乗合バス事業			
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	478,364千円	営業外収益	8,742千円	経常収益(イ') 487,106千円
	営業費用	783,159千円	営業外費用	4,221千円	経常費用(ロ') 787,380千円
	営業損益	−304,795千円	営業外損益	4,521千円	経常損益 −300,274千円
					経常収支率 61.86%
基準期間の前年度の実車走行キロ（ハ'）	1,828,139.4km				

		乗合バス事業			
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	475,376千円	営業外収益	37,037千円	経常収益(イ") 512,413千円
	営業費用	798,826千円	営業外費用	1,324千円	経常費用(ロ") 800,150千円
	営業損益	−323,450千円	営業外損益	35,713千円	経常損益 −287,737千円
					経常収支率 64.03%
基準期間の前々年度の実車走行キロ（ハ"）	1,984,270.9km				

（補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当り経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度） ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度） ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間） ロ÷ハ＝c
山陰	403円.24銭	430円.70銭	539円.41銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ−ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
山陰	457円.78銭	312円.54銭	312円.54銭	145円.24銭	323円.76銭

3．旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2（注）4.の適用割合 フ	改定率 コ
山陰	令和　年　月　日	基準期間の　年度	／3	%
	令和　年　月　日	基準期間の　年度	／3	%
	令和　年　月　日	基準期間の　年度	／3	%

4．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数（ ）①＝カッコ内	計画平均乗車密度②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率（チ−（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ
山陰	1		万原	一畑バス本社	松江駅	美保関ターミナル	365日	6,092.5回（16.6）	5.3	87.9人	往 18.9km 復 18.9km	（平均）18.9km		（平均）km			（平均）km		（平均）km		（平均）km		100.%　　100.%
	2		恵曇	一畑バス本社	松江駅	恵曇	365日	7,195.0回（19.7）	5.6	110.3人	往 15.5km 復 15.1km	15.3km		km			km		km		km		100.%
	3		玉造	松江しんじ湖温泉	松江駅 玉造病院	玉造温泉	365日	5,602.5回（15.3）	4.8	73.4人	往 13.7km 復 14.9km	14.3km		km			km		km		km		100.%
合計			3系統								往 48.1km 復 48.9km	48.5km	往 km 復 km	km		往 km 復 km	km	往 km 復 km	km	往 km 復 km	km		

補助対象系統のキロ当たり経常収益

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率（チ−（リ＋ヌ＋ル））÷チ＝ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額 カ	補助金交付要綱別表2（注）4.の適用がある場合 基準期間における実車走行キロ当たり経常収益 f×コ÷（1+コ）×フ＝g	経常収益控除額ケとgのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2（注）4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ−h=ノ'	3ヵ年平均 (d+e+f)/3＝ノ	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ"	実車走行キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	基準期間 経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額 ヨ
山陰	1			230,296.5km	71,976,868円				265円.17銭	58,476,941円	246,686.8km	237円.04銭	61,797,192円	227,352.8km	271円.81銭	64,631,345円	225,448.0km	286円.67銭	61,067,722円
	2			220,167.0km	68,810,994円				272円.07銭	67,952,662円	278,924.5km	243円.62銭	67,927,714円	259,294.9km	261円.97銭	71,016,587円	228,625.5km	310円.62銭	59,900,835円
	3			160,179.5km	50,062,500円				290円.31銭	54,567,367円	194,807.4km	280円.10銭	51,285,387円	177,264.1km	289円.31銭	51,280,284円	170,071.7km	301円.52銭	46,501,710円
合計				610,643.0km	190,850,362円					180,996,970円	720,418.7km		181,010,293円	663,911.8km		186,928,216円	624,145.2km		167,470,267円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ−ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タヌはレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係る ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①即時運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ−ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ
山陰	1		10,909,146円	32,389,590円	10,909,146円	10,909,146円			10,909千円	5,454.5千円	44,357,409円	38,902,909円
	2		8,910,159円	30,964,947円	8,910,159円	8,910,159円			8,910千円	4,455.0千円	40,887,214円	36,432,214円
	3		3,560,790円	22,528,125円	3,560,790円	3,560,790円		3,258.239円	3,258千円	1,629.0千円	26,825,261円	25,196,261円
合計			23,380,095円	85,882,662円	23,380,095円	23,380,095円		3,258.239円	23,077千円	11,538千円	112,069,884円	100,531,384円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合 都道府県 負担額	都道府県 負担割合	市区町村 負担額	市区町村 負担割合	その他の者 負担額	その他の者 負担割合	事業者自己負担 負担額	事業者自己負担 負担割合	「その他の者」の具体的概要
山陰	1		未定		未定		未定		未定		
	2		未定		未定		未定		未定		
	3		未定		未定		未定		未定		
合計											

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の伝決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第181号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

7.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。

8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。

9.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

10.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

11.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行数に対する総計実運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

12.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ツのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ツ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ツ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出することる。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。

また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。

（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1．補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2．補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3．地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4．旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し